## 平成25年度 事務事業評価シート

	事務事業	名	土地	<b>区画整</b>	理事	業関連整	<b>E備事</b>	業			担当部	都市到	建設部
	会計区分 事業期間				<u>-</u> と会計		事業		施設基	整備系	担当課	区画塾	整理課
			平成12年度以前		~	~ 平成30		年度以降		担当係	庶務係	系	
	総合計画	主目的	5	都市基盤		22 市街均	也整備		2	土地区	<b>区</b> 画整理事	業を推済	進する
	分野別計画	副目的		22-3		22-4							
	予算区	分	款	8	項	4	目	(	6	大	3	中	1
	根拠法令・個	別計画	土地区	画整理法、尾	脹都市計	十画事業(小牧/	小松寺・∕	小牧文》	津∙小牧	:岩崎山	前•小牧南)土	地区画塾	<b>整理事業計画</b>
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)			各地区の土地区画整理事業に関連する工事等を行い、事業を円滑に推進し、事業効果を 高める。									
事													
業				年度実施内 図の土地区i		事業の進捗	に合わ	せて、	必要な	¥関連	整備事業を	行う。	
の				各地区の土地区画整理事業の進捗に合わせて、必要な関連整備事業を行う。 平成24年度の土地区画整理事業関連整備事業は、下記のとおりである。									
				:南地区の区 交渉。	画道6	-104号関連	直工事!	に係る	監理監	督業	務及び2件0	)建物和	多転に伴う
概					号調整	池築造に向	けての	建物科	多転補·	償及び	「道水路工事	事を関連	<b>車整備事業</b>
要	内容 (手段)		工事語 物件和	成24年度直排 清負費(10,8 多転補償費( 料等(2,016日	45千円 (54,109	])							
			工事語 物件和	成25年度直持 請負費(140, 多転補償費( 科等(8,447日	000千l (49,000	円)							
	受益者負	担	#	<u> </u>									

				単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額
		直接	経費	千円	44,274	52,870	66,970	197,447
		正職員	従事者数	人	0.40	0.50	0.50	0.50
□		上嶼貝	人件費	千円	2,132	2,665	2,665	2,665
	費用を	その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
ス	,,,	ての他戦貝	人件費	千円	0	0	0	0
		費用	合計	千円	46,406	55,535	69,635	200,112
<b> </b>		対前	年比	%		119.6	125.3	287.3
	i	一般財源 国·県支出金		千円	23,206	45,935	69,635	146,712
	財 源			千円	0	4,200	0	28,200
		その他	也財源	千円	23,200	5,400	0	25,200

事業番号	276

	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	区画道6-104号関連	m	目標			160	_
	道水路工事		実績			0	
4004	区画道6-104号関連	件	目標			2	_
業	物件移転補償		実績			2	
			目標				
			実績				
績	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	区画道6-104号関連	m	目標			160	
	道水路工事		実績			0	
	区画道6-104号関連	件	目標			2	_
	物件移転補償		実績	_	_	2	

	平成24年度の実施結果	事業の 達成状況		区の区画道6-104号関連工事及び物件移転補償について 抗により工事が平成25年度に繰越となった。			
事業の自己評価		事業実施におけ る課題		た市街地でありながら、緊急車両が進入できないような狭隘 が未整備ということで、地元住民に不利益を与える可能性が			
		事業を縮小・ 廃止したときの 影響	止・休止となった場合、こ 区内権利者に与えること 区画整理法に基づいて は、現実的に困難である	股と宅地整備を総合的に行う区画整理事業が事業途中で廃 これまでに土地利用を制限してきたことや、その他不利益を地 になるため損害賠償が想定される。また、都市計画法、土地 決定された、都市計画決定、仮換地指定、事業計画等の取消 ら。よって、事業の早期完了を目指し、安全安心なまちづくりの を継続的に進めていく必要がある。			
	改善内容 平成25年度の	25年度における 事業の改善・見 直し内容(新規追 加事項、廃止・削 減事項等)	今年度については、物件移転補償契約を早期に締結し、工事に早期に着手し、年度 内完了を目指す。				
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの (対象や手段を見直す場合も含む)			
		判定理由	毎年の目標を達成できるよう積極的な補償交渉を推進し、道路や排水路等の公 設整備を進めていく必要がある。				
		26年度以降 の改善案		画整理事業の進捗状況に合わせて、事業効果を高めるため 路や排水路等の関連工事を実施していく。			

_	方向性の判定	判 定 理 由
一次評価	· · · · ·	一次評価のとおり。